

いわき市告示第 310 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 29 日

いわき市長 内 田 広 之

- 1 中間検査を行う区域
いわき市全域
- 2 中間検査を行う期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (1) 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が 100 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法第 18 条第 2 項の規定による通知に係る建築物
 - イ 市町村が建築主である建築物
 - ウ 国又は地方公共団体が工事監理を行っている建築物
 - エ 枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法による建築物
 - オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
 - (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が 500 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの。ただし、3 の(1)ア～ウに掲げるものを除く。
- 4 指定する特定工程（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の政令で定める工程に該当するものを除く。）
 - (1) 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
 - (2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、2 階の床版に鉄筋を配置する工事及び建築物の地上部分の階数を 2 で除した数値（その数値に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切上げた数値）に 1 を加えた階の床版に鉄筋を配置する工事
 - (3) 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締め付け工事
- 5 指定する特定工程後の工程
 - (1) 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事
 - (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事
- 6 経過措置
令和 6 年 4 月 1 日より前に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に係る特定工程については、建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（令和 3 年いわき市告示第 277 号）に定めるところによる。